

中山台コミュニティ会則



2018年5月27日

中山台コミュニティ会則

第1章 総則

(名称・構成)

第1条 本会は「中山台コミュニティ」と称し、おおむね中山台ニュータウン区域内に居住する住民によって構成され、区域内自治会及び各種活動団体と連携し、これらを総括する。

(事務所)

第2条 中山台コミュニティは、事務所を宝塚市立中山台コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）内に置く。

(目的)

第3条 中山台コミュニティは、高齢化社会及び生涯学習社会を迎え、地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化、学習、健康増進、福祉活動を促進し、併せて、環境の保持・改善、防災体制の確立、次世代育成による地域活性化のための支援活動を実施するなど、住民が連携して地域総合コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 中山台コミュニティは、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上並びにレクリエーション等の実施に関すること。
 - (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
 - (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
 - (4) 青少年育成に関すること。
 - (5) 防災、防火、防犯に関すること。
 - (6) コミュニティセンター等の運営に関すること。
 - (7) 自治会活動との連携に関すること。
 - (8) その他中山台コミュニティの目的達成のために必要な事業。
- 2 中山台コミュニティは、民主的な運営を心掛け情報は常に住民に公開し、また住民が活動に参加する自由を保障する。
- 3 運営は会則に則ると共に会則を補う規程として会則の解釈や運営上の約束事などを定めた中山台コミュニティ運営マニュアルを定め円滑な運営を目指す。

第2章 組織及び役員

(組織)

第5条 中山台コミュニティは、全住民より選出された代表者による評議委員会と評議委員会によって選出された運営委員会並びにコミセン管理委員会の3部門で構成される。

(評議委員会)

第6条 評議委員会は、中山台コミュニティの議決機関であって、全住民の代表として一定の割合で選出された委員によって構成される。

- 2 評議委員会に、評議委員全員で構成する評議委員総会（以下「総会」という。）と評議委員の代表者（各自治会長）及び運営委員会委員長と運営委員会副委員長で構成する常任評議会を置く。
- 3 常任評議会の委員は、総会において選任し、委員長及び副委員長は、常任評議会の委員の互選により選任する。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、中山台コミュニティの執行機関であって、総会で選任された運営委員によって構成される。

- 2 運営委員は自治会代表者（常任評議会委員長）、行政関係団体並びに登録団体の構成員の中から選任し、委員長、副委員長その他の役員は、運営委員会の推薦に基づき常任評議会が選任する。

3 運営委員会には、必要に応じて、活動部会を設ける。

(コミセン管理委員会)

第8条 コミセン管理委員会は、宝塚市から委託を受けたコミュニティセンター等の管理運営を行う機関であつて、コミセン管理委員長及び同委員並びにコミュニティセンター長によって構成される。

2 コミセン管理委員長及び同委員並びにコミュニティセンター長は、会長の推薦に基づき、常任評議会に諮ったうえ、総会が選任する。

3 コミュニティセンターの日常運営スタッフは、コミセン管理委員会が区域住民の中から公募によって採用する。

(総会)

第9条 総会は、中山台コミュニティの最高議決機関であつて、毎年1回、定期総会を開催するほか、中山台コミュニティ会長が必要と認めた場合、また評議員の3分の1以上の請求があつた場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議決定する。

(1) 中山台コミュニティの事業計画に関する基本方針を決定すること。

(2) 常任評議会の推薦に基づき、中山台コミュニティの会長、副会長、会計、会計監査並びにコミセン管理委員長、同委員及びコミュニティセンター長を選任すること。

(3) 常任評議会の委員及び運営委員会の委員を選任すること。

(4) その他、中山台コミュニティに関する基本的な重要事項を決定すること。

(常任評議会)

第10条 常任評議会は、常設の議決機関であつて、次の事項を評議決定する。

(1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。

(2) 中山台コミュニティ会長、副会長、会計及び会計監査を総会に推薦すること。

(3) コミセン管理委員長及び同委員並びにコミュニティセンター長を総会に推薦すること。

(4) 運営委員会の推薦に基づき、運営委員会委員長及びその他の役員を選任すること。

(5) 運営委員を招き、必要に応じ協議会を開催して日常活動の報告を受け、議案を協議すること。

(6) 評議決定した事項を自治会に周知、実行すること。

(7) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。この場合、次回総会で報告し承認を得る。

2 常任評議会は、前項に定める中山台コミュニティの議決機関としての役割を果たすと共に、中山台地区内の自治会相互の連絡を密にし、親睦をはかり、共通の利益の増進、生活環境の保持と改善に努力し、福祉文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的に活動する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、評議委員会において決議された方針に基づき、執行機関として次の事項を協議実行する。

(1) 中山台コミュニティの事業全般の日常的活動を遂行すること。

(2) 事業計画及び予算、事業報告及び決算を常任評議会に提出し、承認を得ること。

(3) 運営委員会委員長及び役員を常任評議会に推薦すること。

(4) 常任評議会に出席し、必要に応じて日常活動を報告し、議案を提出して協議すること。

(5) その他、運営委員会の活動のために必要と認めた事項。

(コミセン管理委員会)

第12条 コミセン管理委員会は、宝塚市との委託契約に基づき、コミュニティセンター等の運営に関する総合的な管理責任のもとに、次の事項を協議実行する。

(1) コミュニティセンター等の管理運営に関する基本的な計画を立てること。

(2) 宝塚市との委託契約の内容等に基づきコミュニティセンター等の管理運営を適正に実施すること。

(3) コミュニティセンター等の日常運営スタッフの雇用及び勤務内容に関すること。

(4) コミュニティセンター等の管理運営に関する収支予算及び収支決算を策定実施すること。

(5) その他、コミュニティセンター等の管理運営に関し必要な事項を処理すること。

2 コミセン管理委員会は、コミュニティセンター等の管理運営に関し、必要な細則を設けることができる。

(役員)

第13条 中山台コミュニティに、次の役員を置く。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 会計監査 | 2名 |
| (5) 常任評議会委員長 | 1名 |
| (6) 常任評議会副委員長 | 1名 |
| (7) 運営委員会委員長 | 1名 |
| (8) 運営委員会副委員長 | 3名 |
| (9) コミセン管理委員会委員長 | 1名 |
| (10) コミュニティセンター長 | 1名 |
| (11) 活動部会長 | 若干名 |

2 中山台コミュニティ会長及び副会長は常任評議会及び運営委員会役員並びにコミセン管理委員長及びコミュニティセンター長を兼務できるものとし、会計は運営委員会役員を兼務する。

3 必要に応じ常任評議会の承認を得て、中山台コミュニティに相談役又は顧問を置くことができる。

4 国、兵庫県、宝塚市の各議会議員と兵庫県及び宝塚市の職員はコミュニティ役員及び活動部会長副部会長に選任しない。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、中山台コミュニティを代表し、会務を総括する。総会を招集して議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えあるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、中山台コミュニティの運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

(4) 会計監査は、中山台コミュニティの会計監査の事務を担当する。

(5) 常任評議会委員長は、常任評議会を招集して議長となり、必要に応じて運営委員会との協議会を開催する。

(6) 常任評議会副委員長は、委員長を補佐する。

(7) 運営委員会委員長は、運営委員会を代表し、中山台コミュニティの日常事業活動全般を統括する。

(8) 運営委員会副委員長は、委員長を補佐し、担当分野の事業活動を統括する。また運営委員会副委員長の担当事務は、以下のとおりとする。

①組織、広報、コミュニティセンター運営担当 1名（総務活動部長または広報活動部長）

②自治会活動担当 1名（常任評議会委員長）

③地域活動担当 1名（登録団体・ボランティア代表）

(9) コミセン管理委員長は、コミセン管理委員会を代表し、コミュニティセンター等の管理運営を統括する。

(10) コミュニティセンター長は、コミュニティセンター等の日常の実務責任者として、運営スタッフを指揮監督し、コミュニティセンター等の円滑な管理運営に当たる。

(11) 活動部会長は、運営委員長の統括のもとに運営委員として中山台コミュニティの事業活動に参画し、主として担当活動部会の運営に当たる。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は1年とする。ただし再任を妨げないが、その期間は同一役職につき平成11年度より通算して5年を超えることはできない。

欠員により選出された役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会議の招集)

第16条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めたとときに開催する。ただし、構成員の過半数の要求があった場合は、会議の長は速やかに会議を召集しなければならない。

(定足数)

第17条 会議は、構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数によって議決することができる。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。

(経費の支弁)

第18条 中山台コミュニティの経費は、会費、寄付金及び宝塚市からの委託金その他の収入をもって、これに充てる。

(収支予算及び決算)

第19条 活動計画に伴う収支予算及び収支決算は、コミュニティセンター等の管理運営に関するものと、その他のコミュニティ活動に関するものと、コミュニティ基金に区別して行い、予算書及び決算書はコミュニティセンター等の運営に関してはコミセン管理委員会で、その他は運営委員会において各別に作成して、常任評議会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第20条 中山台コミュニティの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第21条 この会則は、総会において、評議委員の過半数の賛成により成立し、また過半数の議決により改廃することができる。

2 常任評議会、または運営委員会またはコミセン管理委員会のいずれかで会則改定が必要と判断した場合、常任評議会と運営委員会で協議しコミュニティ全体で意思統一して総会に付議する。

付 則

- 1 この会則は、コミュニティ協議会役員会及びニュータウン自治会協議会会長会の承認を得た上、総会の決議により平成11年1月1日に施行した。
- 2 コミュニティ協議会の組織及び資産は、本会において承継する。
- 3 評議委員は、各自治会において、別紙評議委員定数表に従い選出する。自治会が組織されていない地区については、別途考慮する。
- 4 この会則は、平成11年1月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成12年5月28日から施行する。
- 6 この改正は、平成14年5月26日から施行する。
- 7 この改正は、平成16年2月14日から施行する。
- 8 この改正は、平成23年5月29日から施行する。
- 9 この改正は、平成29年5月28日から施行する。
- 10 この改正は、平成30年5月27日から施行する。

別紙：評議委員定数表

自治会名	委員定数	自治会名	委員定数
中山台	4	中山五月台七丁目	3
中山五月台	8	ジャルダン壺番館	2
中山桜台	5	ツウィング壺番館	2
中山桜台七丁目	2	中山桜台ラヴェニール	3
中山五月台公団住宅	3	ツウィング宝塚中山式番館	2
中山五月台六丁目	5	宝塚中山ヒルズ	2
合計 41			

中山台コミュニティ組織図 (平成30年4月)

会長・副会長(まどめます)

会計・会計監査(金庫番)

運営委員会【執行機関】

(計画し実行します)

コミセン管理委員長
コミュニティセンター長
常任評議委員長
会計
総務活動部
広報活動部
緑化環境対策活動部
(緑化環境対策部)
福祉活動部
(福祉推進委員会)
地域文化活動部
健康推進活動部
生涯学習活動部
子ども活動部
災害対策活動部
(災害対策委員会)
スポーツ活動部
(スポーツ21桜台)
(スポーツ21五月台)

評議委員会【議決機関】(決めます)

評議委員総会(地域代表 41人)

常任評議会

(自治会長、運営委員会委員長・副委員長)

なごみ会 ランチ愛
生活支援ゆめんぼ 遊楽会
ふれあいの会中山 子ども囲碁教室
ふれあいサロン桜 民生児童委員
宝塚市社会福祉協議会
アクティブライフ中山倶楽部 ← オブザーバー
地域包括支援センター 中山ちどり

第九を歌う会

青少年育成市民会議 スポーツ21中レク
放課後子ども教室なかレク
ペンギンくらぶ 地球っ子広場
のびっこクラブ 子どもプラザ
ハート&ハート 子ども囲碁教室
おい遊ぼーよ

コミセン管理委員会(管理します)

管理委員(コミュニティ会長)
〃 (常任評議委員長)
〃 (運営委員長)
〃 (コミュニティセンター長)
〃 (会計)

コミュニティセンター長
├── コミュニティセンタースタッフ
└── 図書館分室スタッフ